

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

## 主 論 文 の 要 旨

論文題目	ビザンツ帝国後期における皇帝文書の形式・機能・伝来
氏 名	村田 光司

## 論 文 内 容 の 要 旨

本研究は 13-14 世紀頃のビザンツ帝国社会において皇帝文書が果たした役割を、発給者たる政権および受給者・受益者の双方の立場から、文書の形式と機能、伝来形態に注目して明らかにしようとするものである。従来の皇帝文書研究が「皇帝文書」そのものの定義を怠ってきたこと、機能と形式のいずれかの側面に偏った考察にとどまっていたこと、さらには史料伝来の在り方に注意を向けることが少なかったこと、以上の問題点を踏まえ、本論では以下の課題に取り組む。

2 部構成をとる本論のうち第 1 部「皇帝文書の類型と発給者」では、まず第 1 章「帝国後期における皇帝文書の類型と利用」において帝国後期の行政側が皇帝文書をどのように認識し、どのように利用していたのかが、形式と機能の両側面から考察される。その際軸足をラスカリス家のニケーア帝国期（1205-1259 年）に置くことで、12 世紀以前および 13 世紀後半以降との変化と存続のあり方を捉えやすくする。本章の考察からは、統治構造の変化と文書形式がある程度連動する一方で、皇帝文書の大まかな認識や利用のあり方は帝国中期から後期にかけてそれほどの変化を被らなかったことが指摘される。第 2 章「共治帝による皇帝文書発給をめぐって」は、パライオロゴス期（1259-1453 年）の初期において共治帝が正帝と同様の形式を備えた文書を発給し始める事実に注目する。とはいえ現下の研究状況においては、果たして共治帝がいつ頃から正帝と同様の文書を発給し始めるようになったのか不明なままであり、そのためこの章では最初期の共治帝文書の可能性が指摘されている共治帝テオドロス 2 世ラスカリス（共治帝として、?-1254 年；正帝として、1254-1258 年）の「命令書」の性格を検討する。結論としては、この「命令書」はおそらく制度上の背景を持つものではなかったことが文書形式と人物関係の分析から指摘される。共治帝による文書発給はミカエル 8 世パライオロゴス（在位 1259-1282 年）が正帝であった時期に始まる。初期においてはその形式や機能には明白な制限があった共治帝文書は、徐々にその両面で正帝の文書に近づいて行き、共治帝ミカエル 9 世パライオロゴスの一部の文書は

正帝の意思と独立に発給されるようになる。こうした共治帝文書の発給とその正帝文書への接近は、なにをもって「皇帝文書」とするか、その（分析）概念の彫琢を促すこととなる。

第2部「ビザンツ皇帝文書群の伝来形態と機能」は3つの章と補論からなり、皇帝文書の主要な伝来形態と伝来状況を問ひ、またその背景にあった受益者による皇帝文書認識と利用、さらには皇帝権力による介入の可能性を探る。第3章「修道院群アーカイブズの形成過程」では、現在に至るまで存続する旧ビザンツ支配下修道院群のアーカイブズがどのように形成されてきたのかを、大部の文書を伝来させているアトス山修道院群とパトモスの聖ヨアンネス・テオロゴス修道院を題材に問う。先行研究ですでにアーカイブズ管理を行う修道士らによる文書の意図的・偶発的な保管と破棄が論じられてきたところ、この章では外部とりわけ皇帝権力によるアーカイブズへの干渉の可能性を示す。第4章「修道院カルチュレールの編纂と機能」は、文書アーカイブズのある側面を捉えたと思しき文書の写しの集成、いわゆるカルチュレールの性格を問う。ビザンツ支配下にあった修道院からは10点弱のカルチュレールが伝来しているが、この章ではその中でもとりわけ大部であるレンビオティッサ修道院のそれを題材として、それが編纂された際の修道院アーカイブズをどのように代表しているのかを編纂の目的と絡めて論じる。十分な結論には至らないもの、このカルチュレールが編纂時点でアーカイブズにあった文書をほぼすべて収録していること、またこの編纂が修道院アーカイブズの管理業務と密接に結びついていたことが示される。第5章「図像による皇帝文書の伝来と機能」は別の特徴的な伝来形態である、皇帝文書を聖堂などの壁面に写實的に描いた事例を、とりわけミストラスのブロントヒオン修道院聖堂を中心に扱う。まず先行研究で不十分であった、この図像によって伝わる5点の皇帝文書のテキストと内容を明確にしたのち、この章ではこのように描画された皇帝文書がキリストの恩寵を強調する周囲のプログラムと一体となって新たな機能を獲得したこと、そしてそれが発給者の意図しない、受益者側による新たな実践によるものであったことを示す。最後の補論「ビザンツ皇帝文書の書式文例集」では、以上の3つの章で扱えなかったもう1つの伝来形態である書式文例集を扱う。この種の史料はほとんど伝来せず、また既存の校訂の質も不十分でなお本格的な検討が可能な段階には至っていない。補論では将来の研究のための予備的作業として、パリの国立図書館に唯一伝来する皇帝文書の書式文例集の（再）校訂を行った。